

## 福島県公用車の広告掲出に関する契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、下記の条項により公用車の広告掲出に関する契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

2 乙は、本契約書のほか、福島県広告事業基本要綱、福島県広告掲載基準及び福島県公用車広告掲出要領の定めるところに従い、広告掲出に関する業務を行わなければならない。

### （契約の内容）

第2条 甲の次条に定める広告媒体に、第1条第2項に規定する広告掲出に関する基準に適合した乙の広告を掲出し、乙が甲に対し、その対価を支払う。

### （広告媒体等）

第3条 広告媒体、掲出場所等については、次のとおりとする。

#### （1）広告媒体

- ア 名称 公用車 ○台（公用車内訳は別紙のとおり）
- イ 運行予定総日数 ○日
- ウ 総予定走行距離 ○km

#### （2）掲出場所等

- ア 掲出場所 公用車の車体両側面
- イ 掲出方法 ○○の貼付
- ウ サイズ 縦○○センチメートル×横○○センチメートル

### （広告掲出期間）

第4条 広告掲出期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

### （広告掲出料等）

第5条 広告掲出料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 広告掲出期間における公用車の運行実績総日数又は総走行距離のいずれかが運行予定総日数又は総予定走行距離を上回った場合、広告掲出料の追加徴収は行わない。

3 広告掲出期間における公用車の運行実績総日数又は総走行距離が運行予定総日数又は総予定走行距離をいずれも下回った場合、下回った日数又は走行距離分は、契約期間を延長する。

4 前項により契約期間を延長する場合は、甲乙協議の上行うものとする。

(広告掲出料の支払及び遅延利息)

第6条 乙は、甲の発行する納入通知書により広告掲出料を年度ごとに、その納期限までに甲に支払うものとする。

2 乙は、前項の納期限までに前項の金額を甲に支払わないときは、その翌日から支払の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払うものとする。ただし、当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、甲の承諾を得ないで、本契約に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(広告の掲出及び撤去等)

第8条 広告の掲出、撤去に関する作業については、甲と乙で協議して決定し、乙が甲の指示、監督の下に行うものとする。

2 甲は、車体貼付後の広告に車両の事故に伴うき損が生じた場合、修復に要する費用を負担するものとし、色あせなど経年劣化に起因するものについては、修復の対象とはしないものとする。

3 甲は、広告掲出期間中に廃車等により広告掲出車両を変更する場合、広告を再作成する費用を負担するものとする。

4 乙は、広告の撤去により、車体又は塗装にき損が生じた場合、原状を回復する費用を負担するものとする。

5 乙は、車体貼付後の広告が、甲の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合は、広告を再作成する費用を負担するものとする。

(広告内容等の修正)

第9条 甲は、広告の内容、デザイン等が各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、乙に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第10条 乙は、広告の内容等を変更するときは、変更の2週間前までに甲に協議するものとする。

(協議による契約の解除)

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、本契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告掲出がされなかったとき。

- (3) 第9条の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき。
  - (4) 広告内容等が、各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあるときで、第9条の規定によっても改善できないとき。
  - (5) その他、広告掲出を継続することが適切でないと判断したとき。
- 2 前項(3)から(5)の規定により広告掲出の承諾の取消しがなされたときは、乙は速やかに当該広告を撤去しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙に損害が生じた場合においても、甲はその責任を負わないものとする。

(広告掲出の取下げ)

第13条 乙は自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、乙が書面により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲出を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しない。

(広告掲出料の還付)

第14条 乙の責めに帰さない事由により、本契約を解除したときは、納付済みの広告掲出料を還付する。

- 2 前項に定める還付額は、広告掲出期間を月単位で算出し1月未満の端数日は1月の広告掲出期間として算出する。

(事故責任)

第15条 広告に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該事故が甲に起因するときは、甲が補償する。
- (2) 当該事故が甲に起因しないときは、乙が補償する。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、乙の職員が本業務により知り得た事項の漏洩防止措置を講じるものとする。

(乙の責務)

第17条 乙は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決することとする。

(広告等の費用)

第18条 広告の作成、掲出及び撤去に関する費用並びに本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として、第 5 条に規定する広告掲出料の額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼした時は、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。

(1) 第 12 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続き開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償)

第 20 条 甲は、第 12 条の規定により本契約を解除した場合において、前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として乙から徴収する。

(協議事項)

第 21 条 本契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 22 条 前条による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所  
福島県  
福島県知事

乙 住所  
氏名

別紙

広告を掲出する公用車

番号	車両番号	車 両 名	車両種別	運行予定日数	予定走行距離
計					